

朝日大学法学会会則

(名称)

第1条 本会は、朝日大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、朝日大学（以下「本学」という。）法学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、法学並びにこれに関連する学術の研究・調査及び発表を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 研究機関誌『朝日法学論集』の発行、その他研究業績の公刊
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) その他、本会の役員会が適当と認めた事業

(会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員本学法学部及び本学大学院法学研究科担当の専任教員で、法学又はこれに関連する学術を専攻する者
- (2) 学生会員本学法学部及び本学大学院法学研究科の在学生
- (3) 賛助会員本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者

(会員の特典)

第6条 会員は研究機関誌『朝日法学論集』の配布を受け、その他本会の主催する講演会等に参加することができる。

(除名)

第7条 会員に本会の名誉を著しく傷つける行為又は会員としての品位を損なう行為があったときは、総会の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

2 会長は、会員を除名しようとする場合には、除名の対象となる会員に対し、あらかじめ総会における意見陳述の機会を与えなければならない。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 編集委員 2名
- (3) 運営委員 1名
- (4) 会計委員 1名
- (5) 会計監査委員 2名

(役員の選出)

第9条 会長は、法学部長をもって充てる。

2 編集委員、運営委員、会計委員及び会計監査委員は、総会で正会員の中から選任する。

(役員の職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 編集委員は、第4条第1号に掲げる事業の編集事務を担当する。

3 運営委員は、第4条第2号及び同条第3号に掲げる事業の運営事務を担当する。

4 会計委員は、本会の会計事務を担当する。

5 会計監査委員は、本会の会計監査事務を担当する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがある。

(役員の解任)

第12条 会長は、役員が次の各号に該当するときは、総会の同意を得て、解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務怠慢その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(会議)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は、正会員で構成する。

2 通常総会は、毎年度1回招集しなければならない。

3 会長は、臨時総会を招集することができる。構成員の3分の1以上の署名による請求があった場合は、会長は招集を決定しなければならない。

4 会長は、総会の議長となり、議事を進行する。ただし、会長に事故あるときは、役員の中から会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とができるものとする。

6 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 年度事業計画及び予算

(2) 年度事業報告及び決算の承認

(3) 役員の選任に係る事項及び役員の解任に係る事項

(4) 会員の除名に関する事項

(5) 会則の改正に関する事項

(6) 本会の解散に関する事項

(7) その他、本会の運営に関する重要事項

7 議事は、前項第4号を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。前項第4号については、出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

(役員会)

第15条 会長は、必要に応じて役員会を隨時招集することができる。役員の3分の1以上の署名による請求があった場合は、会長は招集を決定しなければならない。

2 役員会は、役員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とができるものとする。

3 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 本会の運営に必要な事項

(2) 総会の運営に関する事項

(3) 総会から委嘱を受けた事項

(4) 本会の会費に関する事項

(5) その他、前4号に準ずる事項

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会費)

第16条 会員は、所定の会費を納めるものとする。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金及び他の収入をもって、これに充てる。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

本会則は、昭和63年7月6日から施行する。

附則

この改正は、2015年4月1日から施行する。